主文

被告人を懲役7年に処する。 未決勾留日数中140日をその刑に算入する。

理由

(罪となるべき事実)

被告人は,

第2 大韓民国の国籍を有する外国人で、平成5年9月30日、同国政府発行の旅券を所持し、d県所在のe空港に上陸して本邦に入った者であるが、その在留期間は同13年3月30日までであったのに、在留期間の更新又は変更を受けないで、同年9月26日までf市g区hi丁目j番k号等に居住し、もって、在留期間を経過のである。

ものである。 (証拠の標目)

略

(法令の適用)

被告人の判示第1の所為は、刑法60条、240条前段(236条1項)に、判示第2の所為は、出入国管理及び難民認定法70条1項5号にそれぞれ該当するところ、各所定刑中判示第1の罪については有期懲役刑を、判示第2の罪については懲役刑をそれぞれ選択し、以上は、刑法45条前段の併合罪であるから、同法47条本文、10条により重い判示第1の罪の刑に同法47条ただし書の制限内で法定の加重をした刑期の範囲内で被告人を懲役7年に処し、同法21条を適用して未決勾留日数中140日をその刑に算入し、訴訟費用は、刑事訴訟法181条1項ただし書を適用して被告人に負担させないこととする。

(量刑の理由)

本件は、被告人が、共犯者と共謀の上、現金輸送中の甲組合の現金輸送車を襲撃し、同車に積載された現金等を車ごと強取し、その際、助手として乗車していた同組合の職員に傷害を負わせたという強盗致傷(判示第1の事実)及び不法残留(判示第2の事実)の事案である。

判示第1の犯行は、甲組合の職員で現金輸送車の運転を担当していたDが、同で見る輸送車の運転を担当していたDが、同で見まで暴力団組員のAに現金輸送車襲撃の話を持ちかけ、一人でのの配する。 で展する。 でのでは、 である。 である。 である。 である。 でのでは、 ででは、 でのでは、 でのできなどのでは、 でのでは、 でのでは、 でのできなどが、 でのでいる。 は、 でいる。 は、 でいる。 は、 でいる。 は、 でいる。 は、 でいる。 は、 のので、 ののでで、 のので、 ののので、 のので、 のの 当)と非常に多額であり、内部者が関与していることから保険金が支払われず、約7800万円もの実損が生じている。また、被害職員は全治約17日間を要する鼻 骨骨折等の傷害を負ったもので,被害者らの処罰感情は大変に厳しい。しかるに, 何らの被害弁償、慰謝の措置も講じられていない。

被告人の個別的役割をみると、被告人は、事前にBから言われて催涙スプレーを 購入して同人に渡し、自車を使って現金輸送車の後続車の進行を妨害する役割を割 り当てられ、事前に下見の際撮影したビデオを見て犯行の概要を理解し、当日は現場付近にBらと赴いて待機し、同人と携帯電話で連絡を取り合い、打ち合わせどお り後続車の通行を妨害すべく自車を発進させており、本件犯行の遂行に重要な役割 を果たしている。本件の分け前としてBから現金約110万円を取得した。

被告人は、犯罪の成立自体は認めているものの、催涙スプレーを何に使うかは知 らなかった、現金はBの自分に対する借金の返済として受け取ったなどと、にわか に信用し難い供述をしており、真摯な反省の情は窺えない。

以上によれば、被告人の刑責は相当に重い。 他方、被告人は、他の共犯者と比較すれば犯行への関与の度合いは低いことな ど、被告人にとって酌むべき事情もある。

よって、主文のとおり判決する。

平成14年5月13日

さいたま地方裁判所第1刑事部

(裁判長裁判官 金山薫 裁判官 山口裕之 嘉屋園江)